

令和4年2月8日

高等検察庁次席検事 殿
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁総務部長 神村昌通

少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う事件広報について（事務連絡）

本年4月1日に少年法等を改正する法律（令和3年法律47号）が施行され、特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、少年法61条のいわゆる推知報道の禁止についての規定が適用されないこととなります（改正後の同法68条）。これに伴い、特定少年のときに犯した罪について被告人を公判請求した際の事件広報においては、法改正の趣旨を踏まえた対応が求められるところ、もとより事件広報は個別の事案の内容等を踏まえて行われるべきものですが、一般に下記の点を考慮する必要がありますと考えられますので、連絡します。

記

少年法等の一部を改正する法律による改正後の少年法68条は、特定少年（改正後の同法62条1項により、18歳以上の少年をいう。以下同じ。）のときに犯した罪について公訴を提起された場合、同法61条の記事等の掲載の禁止に係る規定を適用しない旨定めています。したがって、この場合には、報道機関等が記事等を掲載する際、法律上、実名等による報道が禁止されないこととなります。その一方、今回の法改正に当たって衆参両院の法務委員会において付された附帯決議においては、「特定少年のときに犯した罪についての事件広報に当たっては、（中略）いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないように十分配慮されなければならない」などとされていますので、公判請求時の事件広報に際しては、これらの趣旨を踏まえた対応が必要となります。

もとより、具体的な事案の内容等を踏まえた個別の検討が必要であることは言うまでもありませんが、基本的な考え方としては、犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻であるような事案については、特定少年の健全育成や更生を考慮しても、なお社会の正当な関心に応えるという観点から氏名等を公表することを検討すべきものと考えられます。例えば、裁判員制度対象事件については、一般的・類型的に社会的関心が高いといえることから、公判請求時の事件広報に際して氏名等を公表することを検討すべき事案の典型であると考えられます。

それ以外の事案についても、公表を求める社会の要請が高く、被告人の健全育成・更生に与える影響が比較的小さい場合などには、個別の判断により氏名等を公表することが考えられます。

なお、附帯決議の趣旨を踏まえますと、公判請求時の事件広報に際して氏名等を公表する場合には、当該被告人が犯時特定少年であった旨を明示することが相当と思われれます。

以上のような基本的な考え方を前提にしつつ、事案の特性も踏まえ、適切な広報対応を行う必要があります。

以上